

## ショートステイ利用料金表（1日あたり）

≪ 送迎加算を含まない、又、介護職員処遇改善加算は小数第一位を四捨五入で計算 ≫

≪多床室≫ 令和6年11月1日から

		介護費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	看護体制加算Ⅲイ	看護体制加算Ⅳイ	機能訓練体制加算	小計(①~⑥)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	食費	居住費	計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑦×14.0%			
要介護1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	“(福祉年金等)											1,083
	第2段階(所得80万円まで)	603	22	15	12	23	12	687	96	600	430	1,813
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)									1,000		2,213
	第3段階(2)(所得120万円超)									1,300		2,513
第4段階(課税世帯)									1,445	915	3,143	
要介護2	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	“(福祉年金等)											1,162
	第2段階(所得80万円まで)	672	22	15	12	23	12	756	106	600	430	1,892
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)									1,000		2,292
	第3段階(2)(所得120万円超)									1,300		2,592
第4段階(課税世帯)									1,445	915	3,222	
要介護3	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	“(福祉年金等)											1,245
	第2段階(所得80万円まで)	745	22	15	12	23	12	829	116	600	430	1,975
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)									1,000		2,375
	第3段階(2)(所得120万円超)									1,300		2,675
第4段階(課税世帯)									1,445	915	3,305	
要介護4	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	“(福祉年金等)											1,325
	第2段階(所得80万円まで)	815	22	15	12	23	12	899	126	600	430	2,055
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)									1,000		2,455
	第3段階(2)(所得120万円超)									1,300		2,755
第4段階(課税世帯)									1,445	915	3,385	
要介護5	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	“(福祉年金等)											1,404
	第2段階(所得80万円まで)	884	22	15	12	23	12	968	136	600	430	2,134
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)									1,000		2,534
	第3段階(2)(所得120万円超)									1,300		2,834
第4段階(課税世帯)									1,445	915	3,464	

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。

※疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合に1回8円の加算になります。

※生産性向上推進体制加算Ⅰ～1月に100円の加算になります。見守り機器等のテクノロジー導入、介護助手の活用などの取組み等を行い、業務改善の取組み効果を示すデータをオンラインで提出した場合。

※看取り連携体制加算～死亡日及び死亡日以前30日以内に限り、7日を限度として1日64円の加算になります。

特別養護老人ホーム木崎野荘

# ショートステイ利用料金表（1日あたり）

◀ 送迎加算を含まない、又、介護職員処遇改善加算は小数第一位を四捨五入で計算 ▶

## ◀従来型個室▶ 令和6年11月1日から

		介護費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)	看護体制加算Ⅲイ	看護体制加算Ⅳイ	機能訓練体制加算	小計(①~⑥)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	食費	居住費	計		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑦×14.0%					
要介護1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	300	380	680		
	“(福祉年金等)											1,463		
	第2段階(所得80万円まで)	603	22	15	12	23	12	687	96			1,863		
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											1,000	880	2,263
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,300		2,563
第4段階(課税世帯)	1,445									1,231	3,459			
要介護2	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	300	380	680		
	“(福祉年金等)											1,542		
	第2段階(所得80万円まで)	672	22	15	12	23	12	756	106			1,942		
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											1,000	880	2,342
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,300		2,642
第4段階(課税世帯)	1,445									1,231	3,538			
要介護3	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	300	380	680		
	“(福祉年金等)											1,625		
	第2段階(所得80万円まで)	745	22	15	12	23	12	829	116			2,025		
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											1,000	880	2,425
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,300		2,725
第4段階(課税世帯)	1,445									1,231	3,621			
要介護4	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	300	380	680		
	“(福祉年金等)											1,705		
	第2段階(所得80万円まで)	815	22	15	12	23	12	899	126			2,105		
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											1,000	880	2,505
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,300		2,805
第4段階(課税世帯)	1,445									1,231	3,701			
要介護5	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	300	380	680		
	“(福祉年金等)											1,784		
	第2段階(所得80万円まで)	884	22	15	12	23	12	968	136			2,184		
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)											1,000	880	2,584
	第3段階(2)(所得120万円超)											1,300		2,884
第4段階(課税世帯)	1,445									1,231	3,780			

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。

※疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合に1回8円の加算になります。

※生産性向上推進体制加算Ⅰ～1月に100円の加算になります。見守り機器等のテクノロジー導入、介護助手の活用などの取組み等を行い、業務改善の取組み効果を示すデータをオンラインで提出した場合。

※看取り連携体制加算～死亡日及び死亡日以前30日以内に限り、7日を限度として1日64円の加算になります。